

第6回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年6月15日(水)

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 3件)

議案第2号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 3件)

議案第3号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 4件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後4時11分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員と12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年12月4日に相続し、前回調査は、令和元年6月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年10月17日に相続し、前回調査は、平成31年4月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年10月28日に相続し、前回調査は、令和元年6月17日になります。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモ、ネギ、キュウリが栽培されており、②の農地は、トウモロコシ、エダマメが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、作付け準備中で、④の農地はエダマメが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、パイナップル、バナナ、アボガド、シークワサーが栽培されており、②の農地は、水草等が栽培されておりました。③と④の農地は、苗ものが栽培されておりました。⑤と⑥の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ナシが栽培されており、④と⑤の農地は、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、宮崎委員。

1 0 番
(宮崎 義憲君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税
猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ
いて」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ご
ざいませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につしま
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 2 号「農地利用集積計画に基づく経営規模
拡大について」、3 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大につい
て、3 件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基
づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を
行うものでございます。

申請番号 1 番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する
者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 3
1 日までの 4 年 1 0 か月間となります。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和4年6月1日から令和9年3月31日までの4年10か月間となります。

申請番号3番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番及び2番が本市の認定農業者、申請番号3番が瑞穂町の新規就農者でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。

その結果を荒幡部会長に報告させていただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、ネギ、トウガラシ等の果菜類が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認して

議長
(石川 裕一君)

よろしいかと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、議案第2号の3件につきましては、私から報告します。

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。作付計画がスティックセニョールになっており、特に問題はないと思えます。

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。作付計画がスティックセニョール、サツマイモ等になっており、特に問題はないと思えます。

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。作付計画が長ネギ等になっており、特に問題はないと思えます。

以上です。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間でございます。

本事業計画の内容につきましては、議案資料の46ページから49ページに記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長よろしくお願いたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請人については、福島県で農業を行っていましたが、東日本大震災で本市に移住してきた方で、問題はないと思われまので、承認してよろしいかと思ひます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。

現地を確認しております。事業の内容がイチジク栽培になっており、特に問題はないと思ひますので、よろしくお願いたします。

他にございませつか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は承認をしたい

	<p>と思います。御異議等ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございます。異議ないようですので、議案第3号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、4件ございます。</p> <p>本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、3番、4番が一般住宅、申請番号2番が分譲住宅でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、内野委員。</p>
9番 (内野 一彦君)	<p>1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>はい、宮崎委員。</p>
10番 (宮崎 義憲君)	<p>2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>はい、高橋委員。</p>

7 番
(高橋 文雄君)

3番及び4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時30分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年6月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩